

議案第 37 号

亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 28 年 2 月 26 日提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

亀山市消防団員等公務災害補償条例（平成17年亀山市条例第149号）の一部を次のように改正する。

附則第8条第2項の表1の部1の項中「0.86」を「0.88」に改め、同表2の部1の項中「0.91」を「0.92」に改め、「又は第2級」を削り、「0.90」を「0.91」に改め、同条第5項の表障害厚生年金等（当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）の項中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の亀山市消防団員等公務災害補償条例附則第8条第2項及び第5項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた亀山市消防団員等公務災害補償条例第4条第3号に規定する傷病補償年金（以下この項において「傷病補償年金」という。）及び同条第2号に規定する休業補償（以下この項において「休業補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。